



## 保育料について

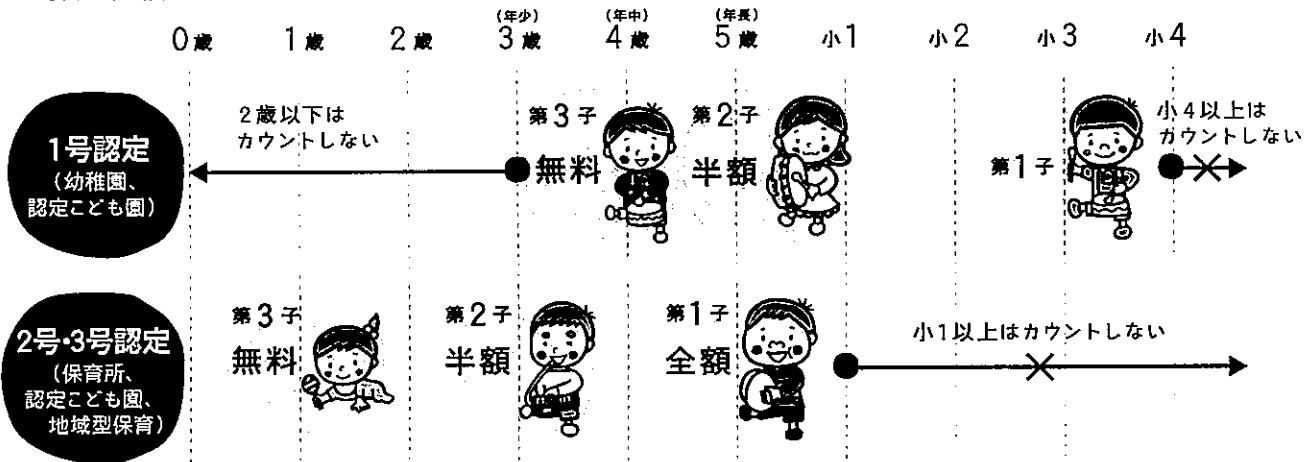
# 認定区分や保護者の所得に応じて、 保育料が決まります。

保育料は国が定める上限額の範囲内で、それぞれの市町村が定めます。

- 1 保育料は保護者の所得（市町村民税所得割課税額等）を基に算出されます。  
※施設によっては基本となる保育料のほか、スクールバス代などの実費負担や、各施設が独自に質の向上を図る上で必要となる追加の負担額が生じる場合があります。
- 2 多子世帯やひとり親世帯等については、保育料の負担軽減があります。

<きょうだいで利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。>

1号認定（幼稚園、認定こども園）と2号・3号認定（保育所、認定こども園、地域型保育）で多子計算のカウントの方法が異なります。

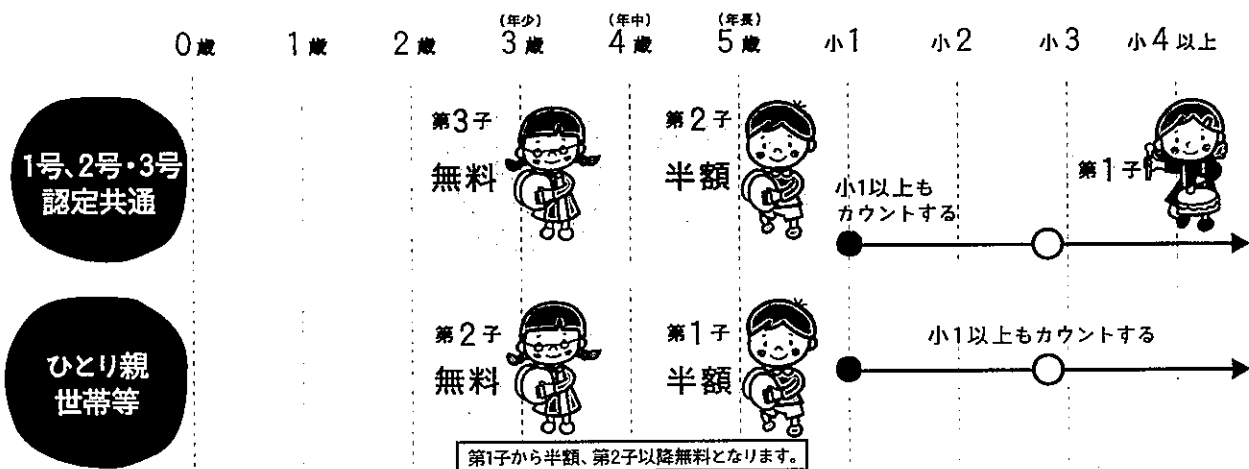


※きょうだいで通園する施設が異なる（認定区分が異なる）場合も、カウントの方法は同じです。

【例】第1子が小3、第2子が5歳（1号認定）で幼稚園を利用、第3子が3歳（2号認定）で保育所を利用している場合

- ▶第2子：小3以下の範囲で数えて第2子カウントになるので半額
- ▶第3子：小学校就学前以下の範囲で数えて第2子カウントになるので半額

<年収約360万円未満相当の世帯の場合、軽減措置が拡充されます。>



※生活保護世帯や、ひとり親世帯等で市町村民税非課税世帯の場合は、第1子から無料です。